

稲沢市監査公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年3月29日

稲沢市監査委員	樋	口	光	男
同	平	岡	弘	行
同	志	智		央

財政援助団体等監査結果報告書

第 1 監査の対象

- (1) 名 称 社会福祉法人稲沢市社会福祉協議会（以下「社会福祉協議会」という。）
- (2) 所管部課 市民福祉部 福祉課、高齢介護課
子ども健康部 子育て支援課
- (3) 範 囲 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの事業のうち、次の施設管理業務及び財政的援助に係る出納その他の事務の執行について

ア 財政援助団体監査(福祉課所管)

補助金の名称	稲沢市社会福祉団体補助金
令和 4 年度 補 助 金 額	39,400,909 円
補助金の目的	社会福祉の目的をもって組織する団体の活動を助成し、もって社会福祉の向上に資すること

イ 公の施設の指定管理者監査(高齢介護課所管)

協定の名称	稲沢市老人福祉センターさくら館等の管理運営に関する基本協定
令和 4 年度 指 定 管 理 料	67,728,000 円
対象の施設名	稲沢市老人福祉センターさくら館(以下「さくら館」という。) 稲沢市千代田老人福祉センターしいのき館(以下「しいのき館」という。) 稲沢市稲沢東老人福祉センターはなみずき館(以下「はなみずき館」という。) 稲沢市稲沢東公民館(以下「稲沢東公民館」という。)

対象の施設名	稲沢市明治老人福祉センターけやき館(以下「けやき館」という。) (以下これらを「さくら館等」という。)
--------	--

ウ 公の施設の指定管理者監査(子育て支援課所管)

協定の名称	稲沢市立ひまわり園の管理運営に関する基本協定
令和4年度指定管理料	16,000,000円
対象の施設名	稲沢市立ひまわり園(以下「ひまわり園」という。)

第2 監査の期間

令和6年1月5日から令和6年2月14日まで

第3 監査の方法

所管課に対しては、補助金等交付申請書、事業報告書、決算書、基本協定書、年度協定書に係る書類等の提示を求め、担当職員より説明を聴取し、当該補助金及び指定管理料がその目的に従って適正に使用されているか、また、出納に係る指導監督が適切に行われているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

社会福祉協議会に対しては、補助金の出納及び指定管理料の出納その他の事務が適正に行われているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

第4 説明聴取日及び場所

(1) 監査委員による監査

説明聴取日	場 所
令和6年2月14日	第7会議室

(2) 補助職員による監査

説明聴取日	場 所
令和6年2月2日	監査委員事務局、社会福祉協議会

第5 事業の概要

(1) 監査団体の概要

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的として全国各市町村に設置されている団体である。

稲沢市においても、同法に基づき、市町村合併により平成17年4月1日に設立された。平成25年4月から「障害福祉サービス事業所まつのき」を開設、平成27年4月から祖父江支所と平和支所を合併し、西部支所を平和らくらくプラザに設置した。また、指定管理者として、平成31年度からさくら館等を、令和2年度からひまわり園の管理運営をし、令和3年度からは、市の福祉の拠点となるため、市役所東庁舎1階に移転した。

(2) 補助事業

ア 補助金交付申請等手続

(ア) 補助の目的

社会福祉の目的をもって組織する団体の活動を助成し、もって社会福祉の向上に資すること

(イ) 交付申請日及び交付申請額

令和4年5月2日 39,800,000円

(ウ) 交付決定日及び交付金額

令和4年5月9日 39,800,000円

(エ) 変更交付決定日

令和5年3月30日 39,400,909円

(オ) 完了報告日及び額の確定

令和5年3月31日 39,400,909円

イ 事業活動の概要

(ア) 低所得者援護事業

(イ) 児童福祉事業

(ウ) 老人福祉事業

(エ) 心身障害者(児)福祉事業

(オ) その他市長が認めた事業

(3) 指定管理事業(さくら館等)

ア 平成31年4月1日から令和6年3月31日まで市から指定管理者の指定を受け、次の業務を行っている。

- (ア) 施設及び付属設備の維持管理に関する業務
- (イ) 福祉バスの管理運用に関する業務
- (ウ) 老人クラブ活動に関する業務
- (エ) 老人生きがい事業に関する業務
- (オ) 利用許可及び利用許可の取消し等に関する業務
- (カ) 使用料の徴収に関する業務
- (キ) 備品等の管理に関する業務
- (ク) 施設のPR、情報提供等に関する業務
- (ケ) 緊急時の対応に関する業務
- (コ) 事業計画及び事業報告に関する業務
- (サ) 利用者アンケートの実施に関する業務
- (シ) 市及び関係機関の実施事業に対する協力業務
- (ス) その他施設の管理運営に関して委任者又は稲沢市教育委員会が必要と認める業務

イ 指定管理事務手続

- (ア) 基本協定締結日及び変更協定締結日
平成30年11月8日
令和4年9月27日(はなみずき館及び稲沢東公民館の指定期間の変更)
- (イ) 指定期間
平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
- (ウ) 年度協定締結日
令和4年4月1日
- (エ) 年度協定期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- (オ) 年度業務実績報告日
令和5年5月30日

ウ 指定管理料

令和4年度分 67,728,000円

※精算金として令和5年度に市へ1,415,426円返還

エ 施設の年間利用者数

施設名	年間利用者数
さくら館	34,844人
しいのき館	5,037人
はなみずき館	8,313人
稲沢東公民館	12,212人
けやき館	18,645人
合計	66,839人

(4) 指定管理事業(ひまわり園)

ア 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで市から指定管理者の指定を受け、次の業務を行っている。

- (ア) ひまわり園の事業実施に関する業務
- (イ) 施設及び付属設備の維持管理に関する業務
- (ウ) 利用許可及び利用許可の取消し等に関する業務
- (エ) 利用料金の収受に関する業務
- (オ) 備品等の管理に関する業務
- (カ) 施設のPR、情報提供等に関する業務
- (キ) 緊急時の対応に関する業務
- (ク) 事業計画及び事業報告に関する業務
- (ケ) 利用者アンケートの実施に関する業務
- (コ) 市及び関係機関の実施事業に対する協力業務
- (サ) その他施設の運営に関して市長が必要と認める業務

イ 指定管理事務手続

(ア) 基本協定締結日

令和元年11月8日

(イ) 指定期間

令和2年4月1日から令和5年3月31日まで

(ウ) 年度協定締結日

令和4年4月1日

(エ) 年度協定期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(オ) 年度業務実績報告日

令和5年5月30日

ウ 指定管理料

令和4年度分 16,000,000円

エ 施設の年間利用者数

2,581人（延べ利用人数）

第6 監査の結果

指定管理業務及び補助事業については、出納その他の事務は条例等関係諸法令及び協定書に基づき管理し、目的に沿って執行されており、おおむね適正に処理されていると認めた。

ただし、注意を要するものとした事項は次のとおりである。

〔留意事項〕

○社会福祉協議会

市からの補助及び指定管理委託以外にも様々な事業を受託し、地域の福祉増進に寄与されている点は大いに評価できる。ただ、災害時には、老人福祉センターは福祉避難所という役割を担うことになっており、常日頃から社会福祉協議会内部ばかりでなく、市との連携も密にし、迅速な対応をされたい。また、社会福祉協議会は事業を幅広く行い、地域福祉を推進しているので、市民の認知度を益々高められるよう努められたい。

○福祉課（所管課）

社会福祉協議会補助金は人件費を賄う運営費補助となっているが、今後職員の人件費をどのように補助していくか、中長期の視点で検討されたい。

○高齢介護課（所管課）

老人福祉センターさくら館等の管理運営を委託しているが、職員やその利用者の声に耳を傾け、事業に反映されたい。

○子育て支援課（所管課）

ひまわり園を指定管理者制度に移行したことにより、指定管理者ならではのきめ細かい支援や保育士の確保に寄与した点は評価できる。ただ施設等が変わった場合に、利用者やその保護者の負担とならないよう、所管課として管理体制の把握及び指導に努められたい。